

令和3年度

足場の組立て等作業主任者技能講習(ご案内)

一般社団法人北陸建設アカデミー
新潟労働局長登録第164号

労働安全衛生法の定めるところにより、次の作業を行う場合は、労働局長に登録する教習機関が行う標記の技能講習を終了した者のうちから各作業現場ごとに作業主任者を選任し、その者の直接指揮監督のもとで作業を行わせなければならないことになっています。

対象作業

・ 張り足場・張出し足場、・ 高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業

1. 日 程 年間スケジュールをご確認ください。

2. 会 場 胎内市黒川91 (一社)北陸建設アカデミー

3. 講習内容

日 程	科 目	時 間
1日目	作業の方法	7時間
2日目	工事用設備、機械、器具 作業環境	3時間
	作業者に対する教育	1.5時間
	関係法令	1.5時間
合 計		13時間

*講習終了後に修了試験を行い、合格者に対して修了証の交付を行います。

4. 受講資格 (年齢21歳以上)

①足場の組立て、解体又は変更に関する作業に3年以上従事した経験を有する者

②学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は造船に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上足場の組立て、解体又は変更に関する作業に従事した経験を有するもの

※足場の組立て等特別教育修了要件 別紙参照

5. 受講料 受講料 17,400円
テキスト代 1,900円
計 19,300円 (税込)

6. 定 員 30名

7. 申込～受講までの流れ

①「受講申込書」を作成

- ・「受講申込書」は、Web サイトからダウンロードできます。郵送、FAXで受け取りをご希望の方は北陸建設アカデミーまでお問い合わせください。
- ・「受講申込書」に必要事項を記入し、写真を貼付してください。

申込写真 6ヶ月以内に撮影されたもの（3cm×2.5cm、正面、無帽、無背景）
裏面に氏名記入の上、受講申込書にのり付けしてください。

* コピー用紙などの用紙を使用したデジタル印刷写真は認められません。

②お支払い(銀行振込)

- ・受講日の**1週間前**までに下記口座へお振込みください。
【口座】第四北越銀行 中条中央支店 【預金種目】普通 【口座番号】5037327
【名義】一般社団法人北陸建設アカデミー 【カナ】シャ)ホクリクケンセツアカデミー
* 振込手数料は振込者をご負担ください。

③必要書類を提出

- ・受講日の**1週間前**までに下記の書類を郵送、FAX又はメールでご提出ください。
* FAX・メールで提出される方については、申込書原本は講習会までに郵送するか、受講当日受付時に提出してください。

必要書類 (1)受講申込書

(2)本人確認書類（自動車運転免許証、もしくは氏名、生年月日、及び住所を確認できる公的機関が発行したいずれかの書類）の写し**(両面)**

(3)振込明細書の写し

(4)受講科目の一部免除を希望する方は、免除事項を証明する免許証、修了証の写し
* 受付時に原本を確認いたしますので必ず持参ください。

④受講のお知らせ受取り

- ・申込確認後、受講のお知らせをお送りしますので、到着後すぐにご確認ください。
* 受付時間、当日の持参品等大切なお知らせを記載しております。
受講のお知らせが届かない時や紛失した場合は北陸建設アカデミーまでお問い合わせください。

建設業の法人様へ

この技能講習は、人材開発支援助成金の対象です。
助成金をご利用の方は受講申込書の助成金利用欄に記入してください。
助成金の申請方法、その他詳細は所轄の労働局へお問い合わせください。
※制度の詳細については、厚生労働省 Web サイトをご確認ください。

「足場の組立て等作業主任者技能講習」の 受講申込みをされる皆様に

—「足場の組立て等特別教育修了証」等の添付のお願い—

この技能講習を受講するには、3年以上の経験が必要ですが、平成27年7月1日の労働安全衛生法の改正により、「足場の組立て等の業務」に従事する者は「足場の組立て等特別教育」を受講するよう規定されたことから、今後、この技能講習を受講される皆様からは、従来からの事業主による経験証明に加え、原則として「足場の組立て等特別教育の修了の有無」を確認させていただくこととしました。

については、受講申込みの際には、次により対応をお願いします。

1 足場の組立て等特別教育修了証（写し等）の添付が必要

- ① 平成27年7月1日以前から足場の組立て等の経験はあるものの平成29年6月30日までの間では経験年数が3年に満たない者
- ② 平成27年7月1日以降に、初めて足場の組立て等の業務に従事することとなった者

2 その他注意事項

- ① 満18歳に満たない年少者には、足場の組立て等の業務は禁止されていることから、業務経験年数は満18歳に達してからの年数となります。
- ② 改正労働安全衛生規則の経過措置は終了しましたので、平成29年7月1日以降は、「足場の組立て等特別教育」を受講していないと「足場の組立て等の業務」に従事できなくなっていますのでご注意ください。